

(案)

第2次

今治市地産地消推進計画



平成30年 月

今治市

目 次

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1

第2章 第1次計画策定時の取組と課題

1 直売所などにおける地元産農林水産物の利用の促進	2
2 学校給食などにおける地元産農林水産物の利用の促進	2
3 安心・安全な農林水産物の推進	3
4 農林水産物の体験の場と地域の農林水産物の活性化	4

第3章 第2次計画の目標と主要施策

1 地元産農林水産物の供給体制の整備	5
2 地域資源の利用促進	5
3 地元産農林水産物の販売の促進	6
4 学校給食などにおける地元産農林水産物の利用の促進	7
5 安心・安全な農林水産物の推進	8
6 農林水産物の体験の場と地域の農林水産物の活性化	10
7 地産地消を推進するための食育の推進	11

(参考)

今治市地産地消推進計画の推進体制	13
これまでのあゆみ	14
用語解説	16
参考資料	18

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

今治市では、平成17年の12月に、「食料の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言」が市議会にて可決され、翌平成18年9月には、この都市宣言を着実に実行するための「今治市食と農のまちづくり条例」が制定されました。この条例を基に、地産地消の推進、食育の推進、有機農業の振興を3本柱として地域の農林水産業を振興し、食と農を基軸としたまちづくりを、官民一体となって進めていく指針として「今治市地産地消推進計画」を策定し、地域農業と地域経済の振興の推進及び拡大に取り組んできました。

この度、「今治市地産地消推進計画」の期間が満了しました。これまでの取組の検証結果を基に、さらに地産地消推進を効果的に展開していくため、今治市食と農のまちづくり条例第4条の規定に基づき、「第2次今治市地産地消推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

○この計画は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）」第41条に規定する「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」（地産地消促進計画）として位置づけ、今治市食と農のまちづくり条例第4条の規定に基づき策定するものです。

○家庭、学校、地域、企業、行政がそれぞれの役割に応じて、連携・協力しながら、地産地消に取り組むための基本指針とします。

○市の総合計画や食育推進計画、その他関連計画と整合・調整を図りながら推進するものとします。

3 計画の期間

この計画は、平成30年度（2018年度）を初年度として、平成34年度（2022年度）までの5か年を計画期間とします。

なお、社会経済情勢の変化などを踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

第2章 第1次計画策定時の取組と課題

1 直売所などにおける地元産農林水産物の利用の促進

○主要な直売所の利用者数（年間目標値：1,100千人／平成23年度918千人）

・過去5年間の利用者数

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
960千人	1,000千人	1,461千人	1,375千人	1,307千人

○地産地消推進協力認証店の拡大（平成29年度末目標値：30店／平成24年度末19店）

・過去5年間の推移

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
18店	17店	16店	16店	15店

【現状と課題】

主要な直売所の利用者数は第1次計画策定時より約100千人の増でありましたが、目標値を下回りました。また、地産地消推進協力店舗は第1次計画策定時より4店ほど減となりました。その主な要因は景気の低迷などによつての閉店と見られます。

今後は、地元産農林水産物の魅力を最大限引き出し、消費者の購買意欲を掻き立てるような取組が必要です。

2 学校給食などにおける地元産農林水産物の利用の促進

○学校給食の特別栽培米の100%供給の維持（年間目標値：100%／平成23年度100%）

・過去5年間の供給量等

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
供給量	129.0t	87.4t	88.6t	104.4t	82.1t
使用割合	100.0%	77.1%	81.4%	99.4%	76.8%

※ 学校給食に使用される特別栽培米は、コシヒカリ以外の一般米（ヒノヒカリ、あいのゆめ、祭り晴、キヌムスメ）の生産量。

○学校給食のパン用小麦の供給率の拡大（年間目標値：100%／指標値71.4%）

・過去5年間の供給率

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
39.9%	44.9%	46.0%	34.5%	49.6%

○学校給食の地元産野菜の使用割合の増大（年間目標値：100%／指標値71.4%）

・過去5年間の野菜類産地別等使用割合

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
今 治 産	65.8%	63.3%	57.8%	48.6%	45.2%
県 内 産	9.1%	10.1%	8.7%	7.4%	7.3%
そ の 他	21.8%	23.1%	30.7%	42.0%	44.4%
有 機	3.3%	3.5%	2.8%	2.0%	3.1%

・過去5年間の果物類産地別等使用割合

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
今 治 産	58.9%	56.9%	56.0%	55.3%	48.0%
県 内 産	17.3%	22.0%	16.0%	13.9%	16.1%
そ の 他	21.6%	19.4%	25.2%	28.8%	32.4%
有 機	2.2%	1.7%	2.8%	2.0%	3.5%

○地元産食材を主とした給食等を実施する幼稚園・保育所の増加（平成29年度末目標値：12園／指標値7園）

・過去5年間の推移

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
7園	7園	4園	4園	2園

【現状と課題】

学校給食に地元産農林水産物の使用の拡充を図るため、様々な施策を実施していますが、少子高齢化による農林水産業者の高齢化、農林水産物価格低迷による後継者不足等の日本が抱える社会情勢によって、使用割合がわずかながら減少傾向にあります。

今後は後継者の育成や販売振興などの経営基盤の強化が必要です。

3 安心・安全な農林水産物の推進

○有機 JAS 認定者数の増加（平成29年度末目標値：27人／平成24年度末20人）

・過去5年間の推移

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
20人	20人	20人	16人	16人

○有機農業の基礎知識と栽培技術の習得者の増加（農業講座の修了生総数 平成29年度末目標値：225人／平成24年度末178人）

・過去5年間の推移（延べ人数）

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	184人	195人	202人	214人

※ 平成25年度は農業講座を休講。

【現状と課題】

有機 JAS 認定者は全国的には微増であります。本市では減少傾向にあります。その主な要因は認定を取得するためコストや労力等が生産者にとって負担になっていると考えられます。

今後は認定された農林水産物の優位性を生産者及び消費者に対しての周知の強化を図っていく必要があります。

4 農林水産業の体験の場と地域の農林水産業の活性化

○しまなみグリーンツーリズムの体験者数（平成29年度末目標値：30,000人／平成23年度末178人）

・過去5年間の推移

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
22,138人	70,500人	75,066人	72,309人	71,716人

○しまなみグリーンツーリズムの農林漁家民宿の宿泊人数（年間目標値：500人／平成23年度267人）

・過去5年間の推移

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
125人	145人	267人	108人	129人

【現状と課題】

しまなみグリーンツーリズムのメニューとしては交流体験、農漁家民宿への宿泊などあるが、特に交流体験への参加が人気で、年々増加していますが、宿泊は受け入れ側の本業との兼ね合いで受入に限度あり、交流体験は体験指導者の高齢化に伴い、メニューが減少傾向にあります。

今後は農漁家民宿の開業者の増や交流体験指導者の新たな育成が必要です。

第3章 第2次計画の目標と主要施策

1 地元産農林水産物の供給体制の整備

【基本目標】

地域の需要に応じた多様な農林水産物を地域で生産し、安定的に供給できる体制を整えることで、さらなる地産地消を推し進め、遊休農地の解消や地域の農林水産業の振興を図ります。

【主要施策】

(1) 地域の需要に応じた農林水産物の生産促進

直売所の販売実績データなどをもとに、地域内の受給バランスを調査し、需要に応じた生産計画及び、年間を通じて地元産農林水産物が安定的に供給できるように、陸地部から山間部までの多様な地勢を勘案した生産計画を提案し、安定的な生産を促します。

(2) 新品種や栽培方法の導入を支援

地域に適した品目を安定的に生産、供給するため、生産者や農協等が新品種や新たな栽培方法を導入することに対し、支援を行います。また、需要はあるが生産に手間がかかるなどの理由で、ほとんど地域内で生産されていない品目やニッチ品目の生産を奨励し、地域の特定の需要に対応できるよう努めます。

(3) 小規模生産者に対する支援

直売所などの小ロットからでも販売可能な場を活性化することで、兼業農家や定年帰農者、農家女性といった小規模な生産者の掘り起こしを図り、担い手と位置づけることによって意欲と誇りを持って農林漁業を営むことができるように支援し、遊休農地の解消や地域農林水産業の振興に努めます。

(4) 新たな生産者に対する支援

新規就農希望者や定年帰農者などが安心安全な農産物の栽培方法を習得できるように、有機農業の基礎知識や栽培技術を学べる実践農業講座を引き続き開設します。

2 地域資源の利用促進

【基本目標】

地域資源を活用して生産者が自ら行う加工や飲食業などの新事業創出を支援し、また地元関連事業者へ地元産農林水産物などの地域資源の利用を促すことによって、地域の農林水産業及び関連事業の振興を図り、地域資源の地域内循環及び地域経済の活性化を

図ります。

【主要施策】

(1) 農林漁業者による新事業創出支援

農林漁業者が自らの生産に係る農林水産物の加工や農林漁家民宿、農林漁家レストランなどの新たな事業に主体的に進出し、経営を多角化・高度化する取り組みの支援を行います。

(2) 関連事業者の地元産農林水産物などの活用促進

外食産業や中食産業、製造業、宿泊業など民間の関連事業者での地元産農林水産物などの活用を呼びかけます。

(3) 地元企業と連携した特産品の開発

地域内の加工業者による地元産農林水産物を活用した加工品や地元産の綿花を使用したタオルの開発など、地元企業と連携した特産品の開発を支援することによって、地域の活性化を図ります。

(4) 鳥獣害防止対策に係る鳥獣肉などの活用の推進

鳥獣害防止対策を持続的に実施する観点から、捕獲または殺傷をした鳥獣の肉などについて、その安全性を確保しつつ、加工、販売、料理への活用等を行う取り組みを支援し、商品等のPRに努めます。

(5) 地元産木材の利用促進

地元産木材を利用した住宅などの建築を推奨し、地元産木材の消費拡大を図ります。また、間伐材を利用した商品開発を検討し、持続可能な森づくりのための森林整備を支援します。

(6) 農山漁村に由来する地域資源の活用

農林漁業者が生産する農林水産物だけでなく、バイオマスや太陽光、水力、風力といった農山漁村や地域に由来する地域資源を見直し、地域内での活用を図ることによって、循環型社会の形成を目指します。

3 地元産農林水産物の販売の促進

【基本目標】

取組内容	第2次目標
主要な直売所の利用者数	1,400千人/年
地産地消推進協力認証店の拡大	20店(34年度末)

消費者の地元産農林水産物への購買意識を高める施策として、直売所の活用、地産地消推進協力店の利用増大を図り、身近な場所で購入できるよう流通・販売の仕組み

の充実を目指します。

【主要施策】

(1) 市内直売所や直売コーナー、産直市などの強化

市地産地消推進事業（地産地消型地域農業振興施設整備事業）を活用し、担い手育成施設の整備を支援します。また、直売所などが活性化するように出荷する農業者・漁業者を増やすよう支援を行います

(2) 地産地消推進協力店の拡充

地産地消推進協力店を拡充し、それらをPRすることにより、利用者の増大を図ります。また、協力店以外にも、今治産直売コーナーの設置や定期的な地産地消イベント、産直市の開催などを呼びかけ、消費者が地元産農林水産物を入手しやすい体制を整えます。

(3) 地元卸売市場の利用促進

直売所以外で地元産農林水産物の流通拡大を図るため、生産者に地元卸売市場への出荷を促し、消費者がそれらを手に入れやすい流通経路の構築に努めます。

(4) 地域ブランドの立ち上げ

本市の特色ある農林畜水産物をブランド化し、情報発信することで生産・出荷拡大を促進し、市場流通を通じて地産地消の拡大を図ります。

4 学校給食などにおける地元産農林水産物の利用の促進

【基本目標】

取組内容		第2次目標
学校給食の特別栽培米の100%供給の維持	供給量	127t/年
	使用割合	100%/年
学校給食のパン用小麦の供給率の拡大		70%/年
学校給食の地元産野菜の使用割合の増大		60%/年
地元産食材を主とした給食等を実施する幼稚園・保育所の増加		7園（34年度末）

地元産農林水産物の利用拡大を図るとともに、子どもたちが地域の農林水産業に関心を持ち、将来にわたって地元の農林水産物を買って支え、食べ支えてもらえるように、学校給食での地元産農林水産物の活用を図ります。

【主要施策】

(1) 学校給食における地元産農林水産物の活用の拡大

学校給食の地元産野菜及び有機農産物の使用割合（重量ベース）を増加させるために、旬の時期以外には地元で生産することが困難な野菜の使用を考慮するよう働きかけます。地元水産物については地魚及び冷凍加工品の供給量を増やし、地元水産物の消費拡大に努めます。また、できるだけ地元産の食材を使用した学校給食を1週間提供する「地産地消今治ブランド週間」の継続及び拡充を目指します。

(2) 地産地消推進事業により学校給食への地元産農林水産物の活用

地元産農林水産物を使用する際の価格差が学校給食費へ反映されることを防ぐため、市地産地消推進事業を活用し、学校給食への地元産農林水産物の使用を支援します。

(3) 生産者と学校給食関係者との連携の強化

地域の生産者及び栄養士、関係者が意見交換を行う学校給食懇談会を調理場ごとに設置し、現在立花地区のみで実施されている有機農産物の校区内生産校区内消費の取組を他の地域にも広げることを目指し、供給体制の整備に努めます。

(4) 学校給食以外の分野での地元産農林水産物の活用を促進

幼稚園や保育所、介護施設など学校給食以外の公の施設での地元産農林水産物の使用の拡大を図ります。また、私立の幼稚園や保育所、病院、企業の社員食堂、老健施設など民間の施設へ地元産農林水産物の使用を呼びかけます。

5 安心・安全な農林水産物の推進

【基本目標】

取組内容	第2次目標
有機 JAS 認定者数の増加	20 人（34 年度末）
有機農業の基礎知識と栽培技術の習得者の増加 （農業講座の修了生総数）	250 人（34 年度末）

地産地消を推進するためには、正しい食品の表示制度を啓発し、検査を徹底した食べものを消費者に安定して供給することで、市民の健康の増進に寄与します。

【主要施策】

(1) 有機農業や環境保全型農業の推進

消費者に安全な農産物を提供するため、「今治市有機農業振興計画」に基づき、化学合成農薬と化学肥料を使用しない有機農業の振興を行います。また、農薬や化学肥料の使用を抑えた特別栽培農産物の生産や、環境保全型農業直接支援制度を活用し、直接支払いを行うことによって、環境保全型農業に取り組む農業者の拡大を目指します。

(2) 有機 J A S 認証制度などの表示制度の活用

有機農業などのこだわりの生産を行っている生産者及び事業者に対しては「有機農産物の日本農林規格」（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）や「生産情報公表農産物の日本農林規格」（平成17年6月30日農林水産省告示第1163号）、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成19年3月23日改正18消安第14413号）、「農業生産工程管理（GAP）」、「HACCP」などの制度を積極的に活用し、付加価値を付けるよう推奨します。また、同時に消費者に対しての表示制度の普及啓発を実施します。

（3）農薬の適正使用の周知

消費者の信頼をそこなわないようにするため、生産者に対し、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）などに基づいた農薬の適正使用を呼びかけます。特に、直売所の出荷者など少量多品目を栽培するものに農薬の掛け違えがないよう注意喚起に努めます。

（4）残留農薬検査、遺伝子組み換え検査を実施

「今治市食と農のまちづくり条例」に基づき、市内における遺伝子組み換え作物の栽培を市長の許可制にし、地域内の農産物などへの混入、交雑等を防止します。また、食の安全に対する信頼の確保と消費者とのリスクコミュニケーションを図るため、市農林振興課において、消費者などが持ち込んだり、市がサンプル購入した食品の簡易な残留農薬検査、遺伝子組み換え作物の混入検査を実施し、その結果を公表します。また、農協や直売所に対し、残留農薬の自主検査を呼びかけ、地元産農林水産物の信頼確保に努めます。

（5）家畜医薬品等の使用の低減

畜産物や水産物の安全性にも留意をするため、家畜医薬品や水産物の抗生物質の使用を最小限に抑えるよう生産者に対して働きかけます。

（6）生産履歴の記帳を推進

農協や直売所に協力を求め、すべての農産物について生産履歴の記帳を推進し、必要があればいつでも公表できる体制を整えます。また、食品製造業者に対しても、食品製造履歴の追跡を可能にする取り組みを推進します。

（7）安全な食べものの販売拡大

消費者及び実需者に対して、有機農業や環境保全型農業などの普及啓発を行い、安全な食べものに対する理解を深めてもらうことによって、地域で生産される安全な食べものの販売及び消費の拡大に努めます。

（8）適正な食品表示の推進

「生鮮食品品質表示基準」（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）や「加工食品品質表示基準」（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）などの各種法令に基づいた食品表示を徹底します。特に生産者が自ら表示を行う直売所での監視、指導を強化し、消費者の信頼確保に努めます。

6 農林水産業の体験の場と地域の農林水産業の活性化

【基本目標】

取組内容	第2次目標
しまなみグリーンツーリズムの体験者数	75,000人／年
しまなみグリーンツーリズムの農林漁家民宿の宿泊人数	150人／年
しまなみグリーンツーリズムの体験民泊の利用	150人／年

主に農山漁村にある様々な地域資源を生かし、農林水産業の体験活動を行うことで、消費者農山漁村の生活や農林水産業そのものを知ってもらい、地元産品に対する愛着や誇りを持つ気運を醸成することで、地産地消の推進を図ります。また、体験活動を行った人の中から現れた新規就農希望者や農山漁村への移住希望者の受け入れ体制を構築し、地域の農林水産業の活性化を図ります。

【主要施策】

(1) グリーン・ツーリズムの推進

農林水産業体験や自然体験、産直市、農家レストランなどを通じて地元産食材や地域の農林水産業に対する理解を深めてもらうために、グリーン・ツーリズムの活動を支援します。また、子どもたちのグリーン・ツーリズム体験についても積極的に呼びかけます。

(2) 滞在型農園施設の開設

都市住民が農業体験をしながら農村地域での交流を図ることができるように、宿泊施設のついた農園「ラントウレーベン大三島」を引き続き開設し、「農のある暮らし」を体験してもらい、移住を促します。また市民も使用することができる体験型の宿泊施設（短期型）についても引き続き開設し、生産者と消費者との交流を促します。

(3) 市民農園の活用による市民に生産体験の場を提供

安全な農産物を生産する苦労を体験してもらうために、農薬や化学肥料を使用しないことが入園条件である「いまばり市民農園」を引き続き開設し、市民の地元産の安全な農産物や農業に対する理解の促進を図ります。

(4) I・Uターン者の尊重

地域資源を見直すためには、Iターン者やUターン者といった一度都会暮らしを経験したことがある人たちの視点はとても貴重なものです。そのため、地域住民との交流を積極的に支援します。また、I・Uターン者の意見を聞く機会を設け、価値観やライフスタイルを施策にも反映させます。

(5) 就農希望者などの受入体制の整備

Iターン者などと地元住民の交流を積極的に行い、理解を深めてもらうことによって、新規就農を希望する者や、都会からの移住希望者を受け入れることができる体制づくりを整えます。

7 地産地消を推進するための食育の推進

【基本目標】

地産地消と食育を一体的に推進することで、市民一人ひとりが自ら判断し、正しい食生活を送るために地元産農林水産物を選択する力を養うことができるよう努めます。

【主要施策】

(1) 生涯食育の実施

就学前児童を対象とした料理教室や乳幼児をもつ保護者を対象とした地元水産物を活用した離乳食講習など、「今治市食育推進計画」に基づき、世代に合った食育の推進を行います。

(2) 義務食育の実施

子どもたちに地産地消や地域農林水産業についての理解の促進を図り、正しく食を選択する知識と技を身につけることができるように総合的な学習の時間などを活用した学校の授業として行える食育の推進を行います。また、中学生を対象とした義務食育の実施について検討します。

(3) 農林水産業体験学習の実施

子どもたちに地元産食材や地域農林水産業に対する理解を深めてもらうために、小学校における農林水産業体験の実施や学校農園の設置といった取り組みを支援します。また、学校給食に使われる農林水産物の生産現場の視察や実地体験、農林漁家による出前授業など、子どもたちが生産者と交流する機会をもつための支援を行います。

(4) 学校給食献立への活用

学校給食に、地元食材を活用した日本の伝統食や行事食、地域の郷土食などを取り入れ、学校給食を通じて食文化の継承や郷土への愛着心の育成を図ります。

(5) 学校農園で栽培された農産物を給食食材として活用

子どもたちが学校農園などで栽培した野菜を給食の食材として使用し、栽培の苦労や収穫の喜びを学んでもらう「地産地消の体験学習」を全小学校で実施することを目指します。

(6) 地域イベントなどでの活用

地域の食生活改善推進員や市生活研究協議会、市郷土料理普及協議会などの協力を得て、各地区で催される文化祭や地域イベントなどで、地元食材を活用した地域の伝統料理や郷土料理を提供・紹介することによって、郷土の伝統的な食文化の継承を図ります。

(7) 地元産農林水産物を活用した料理教室の開催

核家族化が進み一般家庭において、地域の郷土料理や伝統食に触れる機会が少なくなるなかで、公民館等の生涯学習において料理教室を開催し、食文化の世代交流を図ります。

◎今治市地産地消推進計画の推進体制

今治市食と農のまちづくり委員会

- 食育推進基本計画
 - 地産地消推進基本計画
 - 有機農業振興計画
 - 農林水産業振興計画
- 策定、管理

委嘱、協働

庁内プロジェクト
市民提案
パブリックコメント

提案

今治市 農水港湾部 農林振興課

- 国・県関係機関との連携
- 各種協議会との連携・協力
- 農協・漁協その他団体との連携

財源確保

国
愛媛県

- ①先進事例調査及び研修会などの実施
- ②計画の進捗管理及び評価・検証
- ③市民からのアイデア募集
- ④事業の周知、説明会などの開催

これまでのあゆみ

年 月	主な取り組み
1981年4月(昭56)	「立花地区有機農業研究会」(事務局：今治立花農協)の結成
1982年5月(昭57)	今治立花農協総会で動議。自分たちが作った安全な食べ物を子や孫に食べさせるため、学校給食に地場産野菜や有機農産物を導入するよう市に要望する決議を採択。総会后、今治市長に陳情
1983年4月(昭58)	市立鳥生小学校に自校式の単独調理場を整備(以後順次自校式の単独調理場を整備)
1983年4月(昭58)	今治青果事業協同組合の協力により給食の食材への地元産農産物の優先使用を開始
1983年4月(昭58)	給食の食材に有機農産物の導入を開始(立花地区)
1988年3月(昭63)	議員発議により「食糧の安全性と安定供給体勢を確立する都市宣言」を議決
1999年4月(平11)	学校給食米を地元産特別栽培米(農薬・化学肥料50%以上削減)に切替え
1999年4月(平11)	「今治市地域農業振興会」(事務局：農林水産課)を設立
1999年4月(平11)	有機農業の知識と技術を学ぶ「今治市実践農業講座」を開始
2000年4月(平12)	有機農業の市民農園「いまばり市民農園」を開設
2001年9月(平13)	地元産パン用小麦を使ったパン給食を開始
2001年12月(平13)	小中学生による地元食材を使ったアイデア献立コンクールを実施
2002年1月(平14)	地元産大豆を使った豆腐を学校給食へ供給開始
2003年4月(平15)	市農林水産課内に「地産地消推進室」を設置
2003年7月(平15)	「いまばり地産地消推進会議」(事務局：地産地消推進室)の発足
2003年9月(平15)	いまばり地産地消推進協力店認証を開始
2004年2月(平16)	食育授業カリキュラム作成のための食育プログラム研究会を開催
2004年6月(平16)	「食」のメール配信を開始
2004年10月(平16)	市立鳥生小学校で食育モデル授業を実施
2005年1月(平17)	12市町村合併、新今治市が発足
2005年12月(平17)	新今治市が「食料の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言」を議決
2006年9月(平18)	「今治市食と農のまちづくり条例」を制定
2006年10月(平18)	市立日高小学校で食育モデル授業を実施
2007年3月(平19)	「キッズキッチンプログラム」を開始
2007年4月(平19)	越智今治農協が地産地消型地域農業振興拠点施設「さいさいきて屋」を開設
2007年6月(平19)	今治市地域農業振興会、いまばり地産地消推進会議を統合、再編し、「今治市食と農のまちづくり委員会」(事務局：農林振興課)を発足

2007年6月(平19)	小学5年生向け食育副読本、教員向け指導要領、研修用DVD、教材を作成し、配布
2007年6月(平19)	「さいさいきて屋」が運営する「Sai Sai Kids 倶楽部」の発足。学童農園開始
2008年2月(平20)	今治市有機農業推進協議会が発足
2008年9月(平20)	「さいさいきて屋」が、学校給食へ地元農産物の納入を開始
2009年9月(平21)	「さいさいきて屋」が、私立若葉幼稚園の給食を開始
2009年11月(平21)	学校給食において、「地産地消今治ブランド週間」を開始
2010年11月(平22)	地元産水産物(天然マダイ)の学校給食への導入を開始(年2回)
2012年1月(平24)	「さいさいきて屋」が有機農産物の特別コーナーを設置
2012年3月(平24)	「さいさいきて屋」が日本農業賞特別部門「食の架け橋賞」大賞を受賞
2012年7月(平24)	今治市食育推進協議会が発足
2017年4月(平29)	食の imabari ブランド推進会議が発足

用語解説

地産地消推進協力店	農林漁業（一次産業）が、農産物などの生産物の元々持っている価値を、食品加工（二次産業）や流通・販売（三次産業）にも取り組むことで更に高め、農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとする取組
地産地消推進協力店	「いまばり地産地消推進運動」の趣旨に賛同し、地元産の農林水産物を販売する小売店、地元の食材を料理して提供する飲食店、総菜店並びに地元の農林水産物を原料にして加工食品を製造する製造業者のうち、認証の申請を行う事業所等が一定の基準を満たすと認められた場合は「地産地消推進協力店」として認証する
有機 JAS 認定	有機食品の JAS 規格に適合した生産が行われていることを登録認定機関が検査し、その結果、認定された事業者のみが有機 JAS マークを貼ることができる
しまなみグリーンツーリズム	今治市のしまなみ海道沿いの3島及び上島町の島々の生活改善グループなどが主体となり、様々な農山漁村の体験をしてもらう活動を集約。平成12年にスタートし、現在では、上島町を含め、60余りの体験メニューと7軒の農林漁家民宿がある
バイオマス	バイオマスとは、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなど、化石燃料を除いた再生可能な生物由来の有機エネルギーや資源のこと
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能をいかし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業
農業生産工程管理 (GAP)	農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと
HACCP (危害分析重要管理点)	1960年代に米国で宇宙食の安全性を確保するために開発された食品の衛生管理の手法
Iターン者/Uターン者	Iターン者とは、生まれ育った地元以外で就職する者 Uターン者とは、地方で生まれ育った人が、都心で働いた後に、ふたたび自分の出身地に戻って働く者

生涯食育／義務教育	生涯食育は、食によるまちづくりを行っている福井県小浜市が提唱する「人は命を受けた瞬間から老いていくまで食に育まれる」という食育の概念。その中でも、成長期の子供たちの食育は大変重要であるとの考えから、小中学校の義務教育と同様に、市内の就学前の園児、小学生、中学生全員がそのライフステージに応じて、様々な食育体験学習ができる「義務食育」体制を講じている
-----------	--

【参考資料】食と農のまちづくり条例

○今治市食と農のまちづくり条例

平成 18 年 9 月 29 日

条例第 59 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 食の安全性の確保と安定供給体制の確立（第 4 条—第 19 条）

第 3 章 地域農林水産業の振興（第 20 条—第 24 条）

第 4 章 食と農のまちづくりへの参画（第 25 条—第 27 条）

第 5 章 その他（第 28 条—第 34 条）

附則

合併前の旧今治市は、昭和 63 年 3 月に「食糧の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言」を決議し、安全な食べ物の生産と健康な生活の推進に努めてきた。市町村合併により新しい今治市が誕生し、再び「食料の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言」が決議された今、私たちは、新しい宣言の実行を決意し、地域資源の活用と市民の健康を守る地産地消、食の安全、環境保全を基本とした食と農のまちづくり及びそのための食育の実践を強力に推し進めることを目標にこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、食と農林水産業を基軸としたまちづくり（以下「食と農のまちづくり」という。）についての基本理念を定め、市の責務並びに市民、農林水産業者及び食品関連事業者等の役割を明らかにし、基本的な施策を定めることにより、市民が主体的に参画し、協働して取り組むまちづくりの推進を図り、豊かで住みよい、環境の保全に配慮した持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食 食料、食材、料理、飲食等の広範な食をいう。
- (2) 食品関連事業者等 食品の製造、加工、流通、販売又は飲食の提供を行う事業者

及びその組織する団体をいう。

- (3) 地産地消 地域資源の活用と流通過程のロスの低減を目指し、市内で生産された安全な食料を市内で食することをいう。
- (4) 有機農業 化学的に合成された肥料及び農薬を使用せず、かつ、組換え DNA 技術を利用しないで、農地の生産力を発揮させるとともに農業生産による環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を用いた農業をいう。
- (5) 食育 様々な経験を通じて食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
- (6) 遺伝子組換え作物 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）第 2 条第 2 項に規定する遺伝子組換え生物等である作物その他の栽培される植物をいう。

（基本理念）

第 3 条 食と農のまちづくりは、地域の食文化と伝統を重んじ、地域資源を活かした地産地消を推進することにより、食料自給率の向上と、安全で安定的な食料供給体制の確立を図るものでなければならない。

2 食と農のまちづくりは、食を活用することにより、市の産業全体が発展し、食と農林水産業の重要性が市民に理解され、家庭及び地域において食育が実践されるように行われなければならない。

3 農林水産業は、農地、森林、漁場、水その他の資源と担い手が確保されるとともに、生態系に配慮した自然循環機能が維持増進され、かつ、持続的な発展が図られなければならない。

4 農山漁村は、多面的機能を活用した生産、生活及び交流の場として調和が図られなければならない。

第 2 章 食の安全性の確保と安定供給体制の確立

（基本的な施策の指針）

第 4 条 市は、食と農のまちづくりに関する施策の策定及び実施にあたっては、基本理念に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

2 市長は、食と農のまちづくりに関する施策を効果的に行うため、基本計画を定めなければならない。

（食の安全性の確保等）

第5条 市長は、市民が安心して食生活を営むことができるように食の安全性の確保を図るため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づき、品質、生産の方法及び流通の方法に関する認証制度並びに愛媛県特別栽培農産物等認証制度の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（啓発及び情報の提供）

第6条 市長は、食と農のまちづくりの啓発活動を行い、市民及び食品関連事業者等の意識の向上を図るものとする。

2 市長は、食と農のまちづくりの実施及び評価に関する情報を市民に公表するものとする。

（地産地消の推進）

第7条 市は、農林水産業者及びその関連する団体等（以下「農林水産業者等」という。）による安全な食料の生産の拡大及び食品関連事業者等による安全な食品の製造、加工、流通及び販売の促進並びに市内の安全な食の消費の拡大を図るため、地産地消の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、学校給食の食材に安全で良質な有機農産物（有機農業によって生産された農産物をいう。以下同じ。）の使用割合を高めるよう努めるとともに、安全な今治産の農林水産物を使用し、地産地消の推進に努めるものとする。

3 市は、学校給食の食材に遺伝子組換え作物及びこれを用いて生産された加工食品を使用しないものとする。

（食育の推進）

第8条 市は、市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を実践することを推奨するものとする。

2 市は、食と農のまちづくりの持続的な発展を目指し、将来のまちづくりの担い手を育成するため、生涯食育推進の施策を講ずるものとする。

3 教育及び保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健に関する職務に従事する者並びにこれらの教育等に関する関係機関及び団体は、基本理念にのっとり、積極的に食育を行うよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（有機農業等の推進）

第9条 市は、基本理念にのっとり安全な食料の生産を促進するため、有機農業及び持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第2条に規

定する持続性の高い農業生産方式を推進する。

- 2 市は、有機農産物及び持続性の高い農業生産方式によって生産される農産物の生産の振興及び消費の拡大を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(遺伝子組換え作物の栽培許可)

第10条 市内における遺伝子組換え作物の栽培状況を把握し、遺伝子組換え作物と有機農産物又は一般の農産物の混入、交雑等を防止するとともに、交雑を受けた農産物が種苗法（平成10年法律第83号）による権利侵害に係る混乱を防止するため、市内において遺伝子組換え作物を栽培しようとする者は、あらかじめ、市長の定める事項を記載又は添付して市長に栽培の申請をし、許可を得なければならない。

- 2 前項の規定は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第2条第6項に規定する第2種使用等であるものについては、適用しない。
- 3 市長は、第1項の申請を受理した場合は、第28条第1項に規定する今治市食と農のまちづくり委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、第1項の許可に必要な条件を付することができる。

(許可の制限)

第11条 市長は、前条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を行ってはならない。

- (1) 当該申請に係る混入交雑防止措置、自然界への落下及び飛散を防止する措置が適正でないとき。
- (2) 許可の申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）が申請通りの措置を的確に実施するに足りる人員、財務基盤その他の能力を有していないとき。
- (3) 申請者が、第15条の規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者であるとき。ただし、2年を経過した者であっても、取消の原因究明、違法状態の是正及び再発防止策の有効性が認められない者も同様とする。
- (4) 申請者がこの条例の規定又はこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。ただし、2年を経過した者であっても、違反の原因究明、違法状態の是正及び再発防止策の有効性が認められない者も同様とする。
- (5) 申請者が法人である場合において、その法人の業務を執行する役員が前2号のいずれかに該当する者であるとき。
- (6) 遺伝子組換え作物の交雑の防止に関し、遺伝子組換え生物等の使用等の規制によ

る生物の多様性の確保に関する法律に規定される主務大臣の承認を受けていないとき。

- 2 前条の許可を行う栽培期間は、1年以内とする。ただし、市長が特に適当と認める場合は、この限りでない。

(説明会の開催)

第12条 申請者は、申請前に、当該申請に係る内容を周知するため、説明会を開催しなければならない。

- 2 前項の規定により説明会を開催しようとする者は、その責めに帰すことができない事由で説明会が開催できない場合は、市長が指定する方法に従って周知を図るとともに、市長が定める者の意見を聴かななければならない。

(許可者の遵守事項)

第13条 第10条第1項の許可を受けた者(以下「許可者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ほ場又は栽培しようとする施設(以下「ほ場等」という。)ごとに栽培を適正に管理する責任者を配置すること。
- (2) 当該許可に係る混入交雑防止措置を適正に行うこと。
- (3) 栽培した遺伝子組換え作物の処理、収穫物の出荷等に関する状況を記録し、及びその記録を3年間保管すること。
- (4) 許可を受けた栽培に係る遺伝子組換え作物と同種の作物又はその他の作物との交雑の有無を確認するための措置を講ずるとともに、当該措置による交雑の有無の確認の結果を、栽培が終了した後、遅滞なく、市長に報告すること。
- (5) 混入若しくは交雑が生じた場合は、直ちに、その拡大を防止するために必要な措置を講じ、又は混入若しくは交雑を生ずるおそれがある事態が発生した場合は、直ちに、これらを防止するために必要な措置を講ずるとともに、その状況を市長に報告し、その指示に従うこと。
- (6) 遺伝子組換え作物の栽培を開始し、栽培を休止し、又は廃止したときは、その日から7日以内にその旨を市長に届け出ること。

(許可事項の変更)

第14条 許可者が、その許可の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、市長に申請し、変更の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更の場合は、届け出により変更の許可に代えることができる。

- 2 第10条第3項及び第4項の規定は、変更の許可に準用する。

(許可の取消し等)

第 15 条 市長は、許可者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 10 条第 1 項の許可を取り消し、許可の内容を変更し、許可の条件を変更し、又は新たな許可の条件を付することができる。

- (1) 第 11 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 第 13 条の遵守事項その他この条例の規定又は許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、第 10 条第 1 項又は前条第 1 項の許可を受けたとき。
- (4) 第 10 条第 1 項若しくは前条第 1 項の許可の時には予想することができなかった環境の変化又はこれらの許可の日以降における科学的知見の充実により当該許可に従って栽培がなされるとした場合においても、なお遺伝子組換え作物の混入又は交雑を防止することができないと認めたととき。

(勧告及び命令)

第 16 条 市長は、許可者及び遺伝子組換え作物を取り扱う食品関連事業者等に対し、当該取扱いに際し、遺伝子組換え作物が、混入し、交雑し、又は自然界に落下若しくは飛散し、自生する等遺伝子組換え作物以外の作物に影響等を及ぼさないよう必要な勧告を行うことができる。

- 2 市長は、許可者又は食品関連事業者等が、前項に規定する勧告に従わないときは、許可者若しくは食品関連事業者等名を公表し、又は勧告に従うよう必要な命令を行うことができる。

(報告徴収等)

第 17 条 市長は、許可者に対して報告を求め、又はその職員にほ場等に立ち入らせ、遺伝子組換え作物、施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入り、検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたと解釈してはならない。

(手数料)

第 18 条 第 10 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の許可を受けようとする者は、申請手数料を納めなければならない。

- 2 前項の申請手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 許可 1 件につき 216,400 円
 - (2) 変更の許可 1 件につき 175,200 円

(情報の申出)

第 19 条 市民は、遺伝子組換え作物の混入若しくは交雑、落下、飛散若しくは自生が生じ、又は生じるおそれがあると認められる情報を入手したときは、市長に適切な対応をするよう申し出るものとする。

第 3 章 地域農林水産業の振興

(地域農林水産業の振興)

第 20 条 市は、基本理念にのっとり、安全な食を生産するための施策、地域農水産業の振興のための施策、良質な木材の生産、水資源の確保、森林の持つ多面的機能の発揮のための地域林業の振興の施策及び森林整備のための施策を推進するものとする。

(地域食料自給率の向上)

第 21 条 市は、基本理念にのっとり、地産地消及び食育を推進し、地域における農林水産業を振興し、安全な食の生産の拡大を行うことにより可能な限り地域における食料自給率の向上を図らなければならない。

(農林水産業に関する団体への支援)

第 22 条 市は、農林水産業に関する団体が基本理念の実現に参画することができるように、その組織の効率化の支援その他団体の健全な発展を図るために必要な支援を行うことができるものとする。

(担い手の育成、確保等)

第 23 条 市は、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条の 2 第 1 項に規定する認定農業者及び持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する認定農業者をいう。）その他農林水産業経営に意欲のある者が農林水産業の中心的役割を担うような構造を確立するため、農林水産業者が誇りを持って農林水産業に従事し、かつ、安定した収入が確保できるように必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、前項の農林水産業経営に意欲のある者に加え、安全な食べ物を生産しようとする者を農林水産業の担い手として位置づけ、基本理念の達成のために必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、社会の変化に対応できる多様な農林水産業の担い手の育成及び確保を図るための施策を講ずるものとする。

(振興施策)

第 24 条 市は、農林水産業の振興のため次の各号に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 経営の安定
- (2) 流通の活性化
- (3) 食品関連産業の振興
- (4) 農地の確保等
- (5) 自然循環機能の維持増進等
- (6) 良好な定住及び交流の場の形成
- (7) 中山間地域等への支援

第4章 食と農のまちづくりへの参画

(市民等の参画)

第25条 市民は、食と農のまちづくりを目指すまちの住民であることを認識し、食と農のまちづくりへの積極的な参画に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

2 農林水産業者等は、自らが安全な食の供給者であり、食と農のまちづくりの主体であることを認識し、基本理念の実現に取り組むように努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

3 食品関連事業者等は、食と農のまちづくりを目指すまちにおいて事業活動を行っていることを認識し、地域で生産された食料を使用するように努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(意見の提案)

第26条 市民は、市に対して、食と農のまちづくりに関する意見を述べるができるものとする。

(推進体制)

第27条 市長は、食と農のまちづくりを推進するため、市の体制を整備するものとする。

第5章 その他

(食と農のまちづくり委員会)

第28条 食と農のまちづくりに関する基本的事項及び重要事項を調査審議し、施策の円滑な実施を図るため、今治市食と農のまちづくり委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 農林水産業者
- (2) 消費者
- (3) 食品関連事業者

(4) 関係機関及び団体の役職員

(5) 学識経験者

3 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会は、市長の諮問に応じ調査審議し、食と農のまちづくりに関し市長に意見を述べるほか、食と農のまちづくりの施策の実施主体となることができるものとする。

5 前3項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(施策の検証と評価)

第29条 市長は、社会経済情勢の変化、財政状況等に照らして、食と農のまちづくりが市民にとって真に価値あるものとして実行されているかの評価を実施するものとする。

2 市長は、前項の評価を検証し、食と農のまちづくりの全体の調整を行うものとする。

(罰則)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第1項の許可を受けずに遺伝子組換え作物を栽培した者

(2) 虚偽の申請をして第10条第1項の許可を受け、遺伝子組換え作物を栽培した者

(3) 第14条第1項の許可を受けずに許可の内容を変更した者

(4) 虚偽の申請をして第14条第1項の変更の許可を受けた者

第31条 第14条第1項ただし書きの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第13条第4号又は第5号の規定による報告をしなかった者

(2) 第16条第2項の規定による命令に違反した者

(3) 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 10 条から第 17 条までの規定並びに第 30 条から第 33 条までの規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 10 条第 1 項の許可を受けようとする者は、この条例の施行後、前項ただし書きの日以前においてもその許可の申請を行うことができる。
- 3 この条例の施行前に実施している遺伝子組換え作物の栽培については、平成 19 年 9 月 30 日までの間、この条例の規定は適用しない。
- 4 前項の遺伝子組換え作物の栽培を実施している者は、平成 19 年 9 月 30 日までに市長に届け出ることにより、第 10 条第 1 項の許可を受けたものとみなす。

【参考資料】 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

(平成二十二年十二月三日)

(法律第六十七号)

第一百七十六回臨時国会

菅内閣

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律をここに公布する。

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

目次

前文

第一章 総則（第一条）

第二章 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等

第一節 総則（第二条・第三条）

第二節 基本方針（第四条）

第三節 農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する施策（第五条—第十七条）

第四節 雑則（第十八条—第二十三条）

第五節 罰則（第二十四条）

第三章 地域の農林水産物の利用の促進

第一節 総則（第二十五条—第三十九条）

第二節 基本方針等（第四十条・第四十一条）

第三節 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策（第四十二条—第五十条）

附則

農山漁村は、長年にわたって我が国の豊かな風土と勤勉な国民性をはぐくみ、就業の機会を提供し、多様な文化を創造してきた。また、農林漁業の持続的かつ健全な発展は、その有する農林水産物等の安定的な供給の機能及び国土の保全等の多面にわたる機能が発揮されることにより、農山漁村の活力の維持向上に寄与するとともに、国民経済の健全な発

展と国民生活の安定向上に貢献するものである。

しかるに、我が国の農林漁業及び農山漁村は内外の様々な問題に直面しており、農林水産物価格の低迷等による所得の減少、高齢化や過疎化の進展等により、農山漁村の活力は著しく低下している。

我々は、一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す六次産業化の取組と、地域の農林水産物の利用を促進することによる国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の取組が相まって、農林漁業者の所得の確保を通じて農林漁業の持続的かつ健全な発展を可能とするとともに、農山漁村の活力の再生、消費者の利益の増進、食料自給率の向上等に重要な役割を担うものと確信する。

同時に、これらの取組は、農山漁村に豊富に存在する土地、水その他の資源の有効な活用、地域における食品循環資源の再生利用、農林水産物の生産地と消費地との距離の縮減等を通じ、環境への負荷の低減に寄与することが大いに期待されるものである。

ここに、このような視点に立ち、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策を講じて農山漁村における六次産業化を推進するとともに、国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、農林漁業の振興を図る上で農林漁業経営の改善及び国産の農林水産物の消費の拡大が重要であることにかんがみ、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図るとともに、食料自給率の向上及び環境への負荷の少ない社会の構築に寄与することを目的とする。

第二章 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等

第一節 総則

(基本理念)

第二条 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化は、それが農業者、林業者及び漁業者の所得の確保を通じて持続的な農林漁業の生産活動を可能とし、地域経済に活

力をもたらすとともに、エネルギー源としての利用その他の農林水産物等の新たな需要の開拓等により地球温暖化の防止に寄与することが期待されるものであることにかんがみ、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等（以下この章において「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等」という。）を促進するため、地域の自然的経済的社会的条件に応じ、地域における創意工夫を生かしつつ、農林漁業者等が必要に応じて農林漁業者等以外の者の協力を得て主体的に行う取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その促進が図られなければならない。

- 2 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に当たっては、農林水産物等又はこれを原材料とする新商品の生産又は販売に関する新技術の導入が重要であることにかんがみ、多様な主体による当該新技術の研究開発及びその成果の利用が推進されなければならない。

（定義）

第三条 この章において「農林漁業者等」とは、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者（以下この章において「構成員等」という。）となっている法人を含む。）をいう。

- 2 この章において「農林水産物等」とは、農林水産物及びその生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものをいう。
- 3 この章において「農林漁業及び関連事業の総合化」とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等を図るため、単独又は共同の事業として農林水産物等の生産（農林水産物等を新商品の原材料として利用するために必要な収集その他の農林水産物省令で定める行為を含む。次項及び第五項第一号において同じ。）及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動であって、農林水産物等の価値を高め、又はその新たな価値を生み出すことを目指したものをいう。
- 4 この章において「総合化事業」とは、農林漁業経営の改善を図るため、農林漁業者等が農林漁業及び関連事業の総合化を行う事業であって、次に掲げる措置を行うものをいう。
 - 一 自らの生産に係る農林水産物等（当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、その構成員等の生産に係る農林水産物等を含む。次号において同じ。）をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓
 - 二 自らの生産に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方

式の改善

三 前二号に掲げる措置を行うために必要な農業用施設、林業用施設又は漁業用施設の改良又は取得、新規の作物又は家畜の導入、地域に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した生産の方式の導入その他の生産の方式の改善

5 この章において「研究開発・成果利用事業」とは、次に掲げる研究開発及びその成果の利用を行う事業であって、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に特に資するものをいう。

一 新商品の原材料に適する新品種の育成、土地、水その他の資源を有効に活用した生産の方式又は農林水産物等の生産に要する費用の低減に資する生産の方式の開発、品質管理の方法の開発その他の農林水産物等の生産又は販売の高度化に資する研究開発

二 新商品の生産に要する費用の低減に資する生産の方式又は機械の開発、品質管理の方法の開発その他の新商品の生産又は販売の高度化に資する研究開発

6 この章において「産地連携野菜供給契約」とは、農業者又は農業者の組織する団体（これらの者が主たる構成員等となっている法人を含む。以下この項において同じ。）が指定野菜（野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第二条に規定する指定野菜をいう。以下この章において同じ。）を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間において農林水産省令で定めるところにより締結する指定野菜の供給に係る契約（複数の産地の農業者又は農業者の組織する団体が連携して行う指定野菜の供給に係るものであって、天候その他やむを得ない事由により供給すべき指定野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定野菜を供給することを内容とするものに限る。）をいう。

第二節 基本方針

第四条 農林水産大臣は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する基本方針（以下この章において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等の推進に関する基本的な事項

二 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進の意義及び基本的な方向

三 総合化事業及び研究開発・成果利用事業の実施に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する重要事項

- 3 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三節 農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する施策

(総合化事業計画の認定)

第五条 農林漁業者等は、単独で又は共同して、総合化事業に関する計画（当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、その構成員等の行う総合化事業に関するものを含む。以下この章において「総合化事業計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その総合化事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 総合化事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 認定を受けようとする農林漁業者等（当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、その構成員等を含む。第四項及び第五項第二号において同じ。）の農林漁業経営の現状
 - 二 総合化事業の目標
 - 三 総合化事業の内容及び実施期間
 - 四 総合化事業の実施体制
 - 五 総合化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
 - 六 その他農林水産省令で定める事項
- 3 総合化事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、総合化事業の用に供する施設の整備に関する次に掲げる事項を記載することができる。
 - 一 当該施設の種類及び規模その他の当該施設の整備の内容
 - 二 当該施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積
 - 三 その他農林水産省令で定める事項
- 4 総合化事業計画には、認定を受けようとする農林漁業者等以外の者の行う次に掲げる措置（第一号から第三号までに掲げる措置にあっては、農林漁業者等以外の者が行うものに限る。）に関する計画を含めることができる。
 - 一 認定を受けようとする農林漁業者等が実施する農業改良資金融通法（昭和三十一年

法律第百二号) 第二条の農業改良措置 (第九条第一項において「農業改良措置」という。) を支援するための措置 (農業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。)

二 認定を受けようとする農林漁業者等が実施する林業・木材産業改善資金助成法 (昭和五十一年法律第四十二号) 第二条第一項の林業・木材産業改善措置 (林業経営の改善を目的として新たな林業部門の経営を開始し、又は林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入することに限る。第十条第一項において「林業・木材産業改善措置」という。) を支援するための措置 (林業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。)

三 認定を受けようとする農林漁業者等が実施する沿岸漁業改善資金助成法 (昭和五十四年法律第二十五号) 第二条第二項の沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入 (当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。) を支援するための措置 (沿岸漁業経営に必要な機器の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。)

四 その他当該総合化事業を促進するための措置

5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その総合化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に照らし適切なものであり、かつ、当該総合化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

二 当該総合化事業の実施により認定を受けようとする農林漁業者等の農林漁業経営の改善が行われるものであること。

6 農林水産大臣は、総合化事業計画にその所管する事業以外の事業の実施に関する事項が記載されている場合において、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該事業を所管する大臣に協議し、その同意を得なければならない。

7 農林水産大臣は、第三項各号に掲げる事項 (同項第二号の土地が農地 (耕作の目的に供される土地をいう。以下この章において同じ。)) 又は採草放牧地 (農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この章において同じ。)) であり、同項の施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権

若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている総合化事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、都道府県知事等（同法第四条第一項に規定する都道府県知事等をいう。以下この項及び第七条第五項において同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事等は、当該事項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、政令で定めるところにより、同意をするものとする。

一 農地を農地以外のものにする場合にあつては、農地法第四条第六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

二 農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあつては、農地法第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

8 農林水産大臣は、第三項各号に掲げる事項（同項の施設の整備として市街化調整区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の規定による市街化調整区域をいう。第十四条において同じ。）内において、第三項の施設（農林水産物等の販売施設であつて政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）の建築（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第十三号に規定する建築をいう。）の用に供する目的で行う都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（以下この項及び第十四条第一項において「開発行為」という。）又は第三項の施設を新築し、若しくは建築物（建築基準法第二条第一号に規定する建築物をいう。）を改築し、若しくはその用途を変更して同項の施設とする行為（以下この項及び第十四条第二項において「建築行為等」という。）を行うものであり、当該開発行為又は建築行為等を行うに当たり、都市計画法第二十九条第一項又は第四十三条第一項の都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長を含む。以下この項、第十四条第二項及び第四十二条第二項において同じ。）の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている総合化事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、当該都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該開発行為又は建築行為等が当該開発行為をする土地又は当該建築行為

等に係る第三項の施設の敷地である土地の区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域（都市計画法第七条第一項の規定による市街化区域をいう。）内において行うことが困難又は著しく不相当と認められるときは、同意をするものとする。

9 農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。

10 農林水産大臣は、第二項第三号に掲げる事項として産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業（当該産地連携野菜供給契約に係る指定野菜を生産する農業者の作付面積の合計が農林水産省令で定める面積に達しているものに限る。）が記載された総合化事業計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を独立行政法人農畜産業振興機構に通知するものとする。

（平二六法四二・平二七法五〇・平二七法六三・一部改正）

（総合化事業計画の変更等）

第六条 前条第一項の認定を受けた農林漁業者等は、当該認定に係る総合化事業計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第一項の認定を受けた農林漁業者等は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 農林水産大臣は、前条第一項の認定を受けた農林漁業者等（当該農林漁業者等が団体である場合におけるその構成員等及び当該農林漁業者等に係る同条第四項各号に掲げる措置を行う同項に規定する者（以下この章において「促進事業者」という。）を含む。以下この章において「認定農林漁業者等」という。）が当該認定に係る総合化事業計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下この章において「認定総合化事業計画」という。）に従って総合化事業（同条第四項各号に掲げる措置を含む。第九条第一項において同じ。）を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第五項から第十項までの規定は、第一項の認定について準用する。

（研究開発・成果利用事業計画の認定）

第七条 研究開発・成果利用事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、研究開発・成果利用事業に関する計画（以下この章において「研究開発・成果利用事業計画」とい

う。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その研究開発・成果利用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 研究開発・成果利用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 研究開発・成果利用事業の目標
 - 二 研究開発・成果利用事業の内容及び実施期間
 - 三 研究開発・成果利用事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 3 研究開発・成果利用事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、研究開発・成果利用事業の用に供する施設の整備に関する次に掲げる事項を記載することができる。
 - 一 当該施設の種類及び規模その他の当該施設の整備の内容
 - 二 当該施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積
 - 三 その他農林水産省令で定める事項
- 4 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その研究開発・成果利用事業計画が基本方針に照らし適切なものであり、かつ、研究開発・成果利用事業を確実に遂行するため適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 5 主務大臣は、第三項各号に掲げる事項（同項第二号の土地が農地又は採草放牧地であり、同項の施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている研究開発・成果利用事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、都道府県知事等に協議し、その同意を得なければならない。この場合においては、第五条第七項後段の規定を準用する。

（平二七法五〇・一部改正）

（研究開発・成果利用事業計画の変更等）

第八条 前条第一項の認定を受けた者（以下この章において「認定研究開発・成果利用事業者」という。）は、当該認定に係る研究開発・成果利用事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 認定研究開発・成果利用事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、認定研究開発・成果利用事業者が前条第一項の認定に係る研究開発・成果利用事業計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下この章において「認定研究開発・成果利用事業計画」という。）に従って研究開発・成果利用事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

（農業改良資金融通法の特例）

第九条 認定総合化事業計画に従って行われる総合化事業（以下この章において「認定総合化事業」という。）に第五条第四項第一号に掲げる措置が含まれる場合において、促進事業者が当該措置を行うときは、当該措置を農業改良措置とみなして、農業改良資金融通法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項第一号中「農業者又はその組織する団体（次号において「農業者等」という。）」とあるのは「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第六条第三項に規定する認定総合化事業計画に従って同法第五条第四項第一号に掲げる措置を行う同法第六条第三項に規定する促進事業者（株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者に限る。次号において「促進事業者」という。）」と、同項第二号中「農業者等」とあるのは「促進事業者」と、同法第七条中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者）」とあるのは「その申請者」と、「その経営」とあるのは「その申請者に係る地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第九条第一項に規定する認定総合化事業を行う農業者の経営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」とする。

2 農業改良資金融通法第二条（前項の規定により適用される場合を含む。）の農業改良資金（同法第四条の特定地域資金を除く。）であって、認定農林漁業者等が認定総合化事業を行うのに必要なものについての同法第四条（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条中「十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（以下この条において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年）」とあるのは「十二年」と、「三年（特定地域資金にあつては、五年）」とあるのは「五年」とする。

（林業・木材産業改善資金助成法の特例）

第十条 認定総合化事業に第五条第四項第二号に掲げる措置が含まれる場合において、促

進事業者が当該措置を行うときは、当該措置を林業・木材産業改善措置とみなして、林業・木材産業改善資金助成法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」と、「林業従事者、木材産業に属する事業を営む者（政令で定める者に限る。）又はこれらの者の組織する団体その他政令で定める者（以下「林業従事者等」という。）」とあるのは「同法第六条第三項に規定する認定総合化事業計画に従って同法第五条第四項第二号に掲げる措置を行う同法第六条第三項に規定する促進事業者（以下「促進事業者」という。）」と、同条第二項中「この法律」とあるのは「この法律及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」と、「林業従事者等」とあるのは「促進事業者」と、同法第四条中「一林業従事者等」とあるのは「一促進事業者」と、同法第八条中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）」とあるのは「その申請者」と、「その経営」とあるのは「その申請者に係る地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第九条第一項に規定する認定総合化事業を行う林業者の経営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」と、同法第十四条第一項中「林業従事者等」とあるのは「林業従事者等（林業従事者、木材産業に属する事業を営む者（政令で定める者に限る。）又はこれらの者の組織する団体その他政令で定める者をいう。次項において同じ。）」とする。

- 2 林業・木材産業改善資金助成法第二条第一項（前項の規定により適用される場合を含む。）の林業・木材産業改善資金であつて、認定農林漁業者等が認定総合化事業を行うのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。次条第二項において同じ。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。
- 3 前項に規定する資金の据置期間は、林業・木材産業改善資金助成法第五条第二項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（沿岸漁業改善資金助成法の特例）

第十一条 認定総合化事業に第五条第四項第三号に掲げる措置が含まれる場合において、促進事業者が当該措置を行うときは、当該措置を行うのに必要な資金で政令で定めるものを、それぞれ沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金とみなして、同法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び地域資源を活用した農林漁業者等による

新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」と、「沿岸漁業の従事者、その組織する団体その他政令で定める者（以下「沿岸漁業従事者等」という。）」とあるのは「同法第六条第三項に規定する認定総合化事業計画に従つて同法第五条第四項第三号に掲げる措置を行う同法第六条第三項に規定する促進事業者（次条において「促進事業者」という。）」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金」とあるのは「経営等改善資金」と、同法第四条中「一沿岸漁業従事者等」とあるのは「一促進事業者」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれ」とあるのは「経営等改善資金」と、同法第八条第一項中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者。以下同じ。）」とあるのは「その申請者」と、「近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入」とあるのは「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第五条第四項第三号に掲げる措置」と、「その経営」とあるのは「その申請者に係る同法第九条第一項に規定する認定総合化事業を行う漁業者の経営」とする。

2 沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項（前項の規定により適用される場合を含む。）の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金であつて、認定農林漁業者等が認定総合化事業を行うのに必要なものの償還期間は、同法第五条第二項の規定にかかわらず、その種類ごとに、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

3 前項に規定する資金の据置期間は、沿岸漁業改善資金助成法第五条第三項の規定にかかわらず、その種類ごとに、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（農地法の特例）

第十二条 認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者が認定総合化事業計画（第五条第三項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。次項及び第十四条において同じ。）又は認定研究開発・成果利用事業計画（第七条第三項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。次項において同じ。）に従つて第五条第三項の施設又は第七条第三項の施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。

2 認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者が認定総合化事業計画又は認定研究開発・成果利用事業計画に従つて第五条第三項の施設又は第七条第三項の施設の用に供することを目的として農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合に

は、農地法第五条第一項の許可があったものとみなす。

(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の特例)

第十三条 農林漁業者等がその総合化事業計画（第五条第三項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。以下この条において同じ。）について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定を受けた総合化事業計画に従って同条第三項の施設の用に供することを目的として行われる草地（主として家畜の放牧又はその飼料若しくは敷料の採取の目的に供される土地をいう。）の形質の変更であって、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第九条の規定による届出をしなければならないものについては、同条の規定による届出をしたものとみなす。

2 前項の規定は、第五条第一項の認定を受けた農林漁業者等がその総合化事業計画について第六条第一項の認定を受けたときについて準用する。

(都市計画法の特例)

第十四条 市街化調整区域内において認定総合化事業計画に従って行われる開発行為（都市計画法第三十四条各号に掲げるものを除く。）は、同条の規定の適用については、同条第十四号に掲げる開発行為とみなす。

2 都道府県知事は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の規定による許可を受けた同法第四条第十三項に規定する開発区域以外の区域内において認定総合化事業計画に従って行われる建築行為等について、同法第四十三条第一項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る建築行為等が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

(食品流通構造改善促進法の特例)

第十五条 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第十一条第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者（食品（食品流通構造改善促進法第二条第一項に規定する食品をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者に限る。以下この項において同じ。）が実施する認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業（認定研究開発・成果利用事業計画に従って実施される研究開発・成果利用事業をいう。以下この章において同じ。）に必要な資金の借入に係る債務を保証すること。

二 認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者が実施する認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該認定総合化事業又は当該認定研究開発・成果利用事業に参加すること。

三 認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業を実施する認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者の委託を受けて、認定総合化事業計画又は認定研究開発・成果利用事業計画に従って施設の整備を行うこと。

四 認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業を実施する認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項第一号に掲げる業務
第十四条第一項	第十二条第一号に掲げる業務	第十二条第一号に掲げる業務及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項第一号に掲げる業務
第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号	第十二条各号に掲げる業務	第十二条各号に掲げる業務又は地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項各号に掲げる業務
第二十条第一項第三号	この章	この章若しくは地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律
第二十条第一項第四号	第十四条第一項	第十四条第一項（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第二十一条第一号	第十三条第一項、第十四条第一項	第十三条第一項若しくは第十四条第一項（これらの規定を地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十三条第一号	第十八条第一項	第十八条第一項（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）
	同項	第十八条第一項
第二十三条第二号	第十九条	第十九条（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

（野菜生産出荷安定法の特例）

第十六条 第五条第十項の規定による通知に係る認定総合化事業計画に従って産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業を行う認定農林漁業者等については、当該認定農林漁業者等を野菜生産出荷安定法第十条第一項に規定する登録生産者とみなして、同法第十二条の規定を適用する。この場合において、同条中「指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間において農林水産省令で定めるところによりあらかじめ締結した契約（対象野菜の供給に係るものであつて、天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定野菜を供給することを内容とするものに限る。）」とあるのは、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第三条第六項に規定する産地連携野菜供給契約」とする。

（種苗法の特例）

第十七条 農林水産大臣は、認定研究開発・成果利用事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第一項に規定する出願品種をいい、当該認定研究開発・成果利用事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次

に掲げる者であって当該認定研究開発・成果利用事業を行う認定研究開発・成果利用事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。

- 一 その出願品種の育成（種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。次項第一号において同じ。）をした者
- 二 その出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等（次項第二号において「従業者等」という。）が育成した同条第一項に規定する職務育成品種（同号において「職務育成品種」という。）であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等（以下この条において「使用者等」という。）が品種登録出願をすることが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等

2 農林水産大臣は、認定研究開発・成果利用事業の成果に係る登録品種（種苗法第二十条第一項に規定する登録品種をいい、当該認定研究開発・成果利用事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）について、同法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料を納付すべき者が次に掲げる者であって当該認定研究開発・成果利用事業を行う認定研究開発・成果利用事業者であるときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し、又は免除することができる。

- 一 その登録品種の育成をした者
- 二 その登録品種が従業者等が育成した職務育成品種であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等又はその従業者等がした品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた使用者等

第四節 雑則

（国等の施策）

第十八条 国及び地方公共団体は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化を促進するため、情報の提供、人材の育成、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

2 国は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化と併せて、農林漁業者等以外の者による農林漁業及び関連事業の総合化及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した新たな事業の創出を促進することが、農山漁村における雇用機会

の創出その他農山漁村の活性化に資する経済的社会的効果を及ぼすことにかんがみ、関係省庁相互間の連携を図りつつ、この章の規定に基づく措置及びこれと別に講ぜられる農山漁村の活性化に資する措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(資金の確保)

第十九条 国は、認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)

第二十条 国は、認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第二十一条 農林水産大臣は、認定農林漁業者等に対し、認定総合化事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 主務大臣は、認定研究開発・成果利用事業者に対し、認定研究開発・成果利用事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

(主務大臣等)

第二十二条 第七条第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を第八条第四項において準用する場合を含む。）、第八条第一項から第三項まで、前条第二項並びに次条における主務大臣は、農林水産大臣及び認定研究開発・成果利用事業に係る事業を所管する大臣とする。

2 第七条第一項及び第八条第一項における主務省令は、前項に規定する主務大臣の共同で発する命令とし、次条における主務省令は、同項に規定する主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第二十三条 この章に規定する農林水産大臣及び主務大臣の権限は、農林水産大臣の権限にあつては農林水産省令で定めるところにより地方農政局長又は北海道農政事務所に、主務大臣の権限にあつては主務省令で定めるところにより地方支分部局の長に、それぞれその一部を委任することができる。

第五節 罰則

第二十四条 第二十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項にお

いて同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

- 3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三章 地域の農林水産物の利用の促進

第一節 総則

(定義)

第二十五条 この章において「地域の農林水産物の利用」とは、国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。以下この章において同じ。）をその生産された地域内において消費すること（消費者に販売すること及び食品として加工することを含む。以下この条において同じ。）及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。

(生産者と消費者との結びつきの強化)

第二十六条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との関係が希薄になる中で、消費者が自ら消費する農林水産物の生産者との交流やその農林水産物についての情報を求めている一方で、生産者が消費者の需要についての情報及び自ら生産した農林水産物についての消費者の評価や理解を求めていることを踏まえ、生産者と消費者との結びつきを強めることを旨として行われなければならない。

(地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化)

第二十七条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との結びつきの下に消費及び販売が行われることにより消費者の需要に対応した農林水産物の生産を促進するとともに、関連事業の事業者が地域の生産者と連携して地域の農林水産物を利用すること等により地域の農林水産物の消費を拡大し、併せて小規模な生産者にも収入を得る機会を提供することによりこのような生産者が意欲と誇りを持って農林漁業を営むことができるようにすることによって、地域の農林漁業及び関連事業の振興を図り、もって地域の活性化に資することを旨として行われなければならない。

(消費者の豊かな食生活の実現)

第二十八条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との結びつきを通じて構築された生産者と消費者との信頼関係の下に消費者が安心して地域の農林水産物を消費

することができるようにすること、生産者から消費者への直接の販売により消費者が新鮮な農林水産物を入手することができるようにすること、地域の農林水産物を利用することにより食生活に地域の特色ある食文化を取り入れることができるようにすること等により、消費者の豊かな食生活の実現に資することを旨として行われなければならない。
(食育との一体的な推進)

第二十九条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域の農林水産物を利用すること、地域の生産者と消費者との交流等を通じて、食生活がその生産等にかかわる人々の活動に支えられていることについての感謝の念が醸成され、地域の農林水産物を用いた地域の特色ある食文化や伝統的な食文化についての理解が増進されるなど、食育の推進が図られるものであることにかんがみ、食育と一体的に推進することを旨として行われなければならない。

(都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進)

第三十条 地域の農林水産物の利用の促進は、農山漁村の生産者と都市の消費者との結びつきの強化にも資する取組である地域の農林水産物の利用を、都市と農山漁村に生活する人々が相互にそれぞれの地域の魅力を尊重し活発な人と物と情報の往来が行われるようにする取組である都市と農山漁村の共生・対流と一体的に推進することにより、心豊かな国民生活の実現と地域の活性化に資するよう行われなければならない。

(食料自給率の向上への寄与)

第三十一条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域の農林水産物の消費を拡大し、その需要に即した農業生産を農地の最大限の活用を通じて行うこと等により農林漁業を振興し、食料の安定的な供給の確保に資すること等を通じて、我が国の食料自給率の向上に寄与することを旨として行われなければならない。

(環境への負荷の低減への寄与)

第三十二条 地域の農林水産物の利用の促進は、農林水産物の生産地と消費地との距離が縮減されることによりその輸送距離が短くなり、その輸送に係る二酸化炭素の排出量が抑制されること等により、地域における食品循環資源の再生利用等の取組と相まって、環境への負荷の低減に寄与することを旨として行われなければならない。

(社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組の促進)

第三十三条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域において地域の農林水産物の利用に自主的かつ積極的に取り組む社会的気運が醸成されるよう行われなければならないものとし、地域における多様な主体による創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、

それらの多様な主体の連携の強化等により、その一層の促進を図ることを旨として行われなければならない。

(国の責務)

第三十四条 国は、第二十六条から前条までに定める地域の農林水産物の利用の促進についての基本理念（以下この章において「基本理念」という。）にのっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第三十五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(生産者等の努力)

第三十六条 農林水産物の生産者及びその組織する団体（以下この章において「生産者等」という。）は、基本理念にのっとり、地域の消費者との積極的な交流等を通じてその需要に対応した農林水産物を生産する等、地域の生産や消費の実態に応じて地域の農林水産物の利用に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の努力)

第三十七条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において地域の農林水産物を利用する等、地域の農林水産物の利用に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(消費者の努力)

第三十八条 消費者は、基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用に関する理解を深め、地域の農林水産物を消費する等、地域の農林水産物の利用に自主的に取り組むよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第三十九条 政府は、地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を実施するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、当該措置が農林水産物の生産、加工、流通及び販売の各段階における地域の農林水産物の利用の促進を図る上での課題に的確に対応したものとなるよう配慮するものとする。

3 国は、地方公共団体が行う地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関し、必要な支援を行うことができる。

第二節 基本方針等

(基本方針)

第四十条 農林水産大臣は、地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針（以下この章において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項
- 二 地域の農林水産物の利用の促進の目標に関する事項
- 三 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関する事項
- 四 その他地域の農林水産物の利用の促進に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県及び市町村の促進計画)

第四十一条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、地域の農林水産物の利用の促進についての計画（次項及び次条第二項において「促進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、促進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第三節 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策

(地域の農林水産物の利用の促進に必要な基盤の整備)

第四十二条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するため、直売所（農林水産物及びその加工品（以下この章において「農林水産物等」という。）をその生産者等が消費者に販売するため、生産者等その他の多様な主体によって開設された施設をいう。以下この章において同じ。）その他の地域の農林水産物の利用の促進に寄与する農林水産物の生産、加工、流通、販売等のための施設等の基盤の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 国の行政機関の長又は都道府県知事は、土地を促進計画の趣旨に適合する直売所の用に供するため、農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該直売所の設置の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(直売所等を利用した地域の農林水産物の利用の促進)

第四十三条 国及び地方公共団体は、直売所等を利用した地域の農林水産物の利用を促進

するため、情報通信技術を利用した農林水産物等の販売状況を管理するシステムの導入等による直売所の運営及び機能の高度化、直売所間の連携の確保及び強化、販売する地域の特性等に応じた多様な場所や形態で行う販売の方式の支援、既存の施設の活用の促進、生産者等による農林水産物の加工品の開発の促進、直売所等に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、農林水産物の生産された地域内の学校給食その他の給食、食品関連事業（食品の製造若しくは加工又は食事の提供を行う事業をいう。以下この章において同じ。）等における地域の農林水産物の利用の推進に関する活動を促進するため、農林水産物の生産者と栄養教諭その他の教育関係者や食品関連事業を行う者（以下この章において「食品関連事業者」という。）その他の農林水産物を利用する事業者との連携の強化、地域の農林水産物及びこれを利用している事業者等に係る情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保)

第四十五条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用を促進するに当たっては、地域の消費者及び食品関連事業者等の多様な需要並びに地域の農林水産物の生産量の変動、流通に係る経費等の課題に対応した農林水産物の安定的な供給を確保するため、農山漁村及び都市のそれぞれの地域において、その特性を生かしつつ多様な品目を安定的に生産する体制を整備するとともに、地域における流通に係る事業者との連携等により適切かつ効率的な地域の農林水産物に係る流通を確保するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等)

第四十六条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の取組を通じて、食育の推進及び生産者と消費者との交流が図られるよう、地域の農林水産物の生産、販売等の体験活動（学校等において行われる実習を含む。）の促進、学校給食等における児童及び生徒と農林水産物の生産者との交流の機会の提供、地域における伝統的な食文化を伝承する活動等に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第四十七条 国及び地方公共団体は、地域の特性を生かしつつ多様な品目を安定的に生産する体制の整備に資する技術を有する生産者、直売所等における販売及び運営並びに地域の農林水産物を利用した加工食品の開発等についての知識経験を有する者、地域の農

林水産物の利用に取り組む者相互の連携強化を図る活動を行う者等の地域の農林水産物の利用の推進に寄与する人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施、技術の普及指導、地域の農林水産物の利用に取り組む者の交流その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第四十八条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、地域の農林水産物の利用に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究の実施等)

第四十九条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用を促進するための施策の総合的かつ効果的な実施を図るため、地域の農林水産物の利用の取組に関連する環境への負荷の低減の度合いを適切に評価するための手法の導入等に関する調査研究、各地域における地域の農林水産物の利用の取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(多様な主体の連携等)

第五十条 国は、地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するため、関係府省相互間の連携の強化を図るとともに、国、地方公共団体、生産者、事業者、消費者等の多様な主体が相互に連携して地域の農林水産物の利用に取り組むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その地域において、地方公共団体、生産者、事業者、消費者等の多様な主体が相互に連携を図ることにより地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二三年政令第一四号で平成二三年三月一日から施行)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 目次の改正規定（「／第二節 中核市に関する特例／第三節 特例市に関する特例／」を「第二節 中核市に関する特例」に改める部分に限る。）、第二百五十二条の二十二第一項の改正規定、第二編第十二章第三節を削る改正規定、第二百六十条の三十八を第二百六十条の四十とする改正規定及び第二百六十条の三十七の次に二条を加える改正規定並びに次条、附則第三条、第三十三条、第三十四条、第四十条、第四十一条、第四十五条から第四十八条まで、第五十一条、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十三条、第六十四条、第六十八条、第六十九条及び第七十一条から第七十五条までの規定 平成二十七年四月一日

(都市計画法等の一部改正に伴う経過措置)

第四十六条 施行時特例市に対する前条の規定による改正後の同条各号に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「指定都市又は」とあるのは「指定都市、」と、「中核市」とあるのは「中核市又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

附 則 （平成二七年六月二六日法律第五〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二七年九月四日法律第六三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第百十四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

今治市地産地消推進計画

平成30年 月

発行 今治市

〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1

(電話番号 0898-36-1542 fax 番号 0898-32-5266)

編集 今治市農水港湾部農林振興課

E-mail nourin@imabari-city.jp

(無断転載・複製を禁じます。)